

出資金配当・利用分量割戻しに関する公告

2018年6月22日開催の「第62回通常総代会」にて、昨年度一年間の事業で得られた剰余金の一部を、出資配当・利用分量割戻しとしてお返しすることが決議されましたのでお知らせします。

記

※出資配当について

2017年4月1日から2018年3月31日までの出資に対して、1%の配当を行います。

※利用分量割戻しについて

2017年4月1日から2018年3月31日までの共同購入及び宅配企画並びに指定店での利用金額を対象に5%を割戻します。(利用分量割戻し対象外の指定店、京成百貨店・京扇・シャディナカムラ・石川時計店)

※出資配当金・利用分量割戻金の請求・支払いについて

定款第76条から78条に基づいて支払います。

なお、原則として出資金に充当しますが、8月21日までに申し出がある場合は、組合員の指定する金融機関の口座に振り込みます。

不明な点がある場合は、事務局までお問合せ下さい。

2018年6月22日

茨城県学校生活協同組合

代表理事 理事長 吉田 豊